平成２１年（フ）第８０９７号
大阪府枚方市南楠葉１丁目30番８―103号
債務者　山本　典生
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１１５号
大阪市平野区西脇３丁目１番11―703号
債務者　梨岡　知子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１４５号
大阪府守口市南寺方東通３丁目14番７号
債務者　原田　千鶴
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１８５号
大阪市住吉区万代４丁目４番８号
債務者　西　　晃司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９７号
大阪府茨木市真砂１丁目13番12号
債務者　米田　智代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１３号
大阪府吹田市山田西２丁目３番２―301号
債務者　山本　康夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１１号
大阪市西成区南津守７丁目３番23号　マーメイド23　205号
債務者　川野　和善
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５９号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番６―805号府営東大阪春宮住宅６棟805号
債務者　衣笠　　清
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５１１号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番９―1004号
債務者　有光　純子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６２号
大阪市都島区高倉町１―13―５、住民票上の住所大阪市旭区赤川１丁目２番18号
債務者　山川　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８２号
大阪府枚方市津田駅前１丁目４番33号
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６０８号
大阪市淀川区木川西４丁目４番１―512号
債務者　桂　　新次
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２８号
大阪府枚方市高田１丁目４番17号
債務者　田辺　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８１６号
大阪市東淀川区東中島１丁目９番31―902号
債務者　金安　順子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８５５号
大阪市東淀川区淡路２丁目１番２―502号
債務者　福石　文子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５６号
大阪府寝屋川市豊野町21番17号
債務者　新地　康之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９５９号
大阪市東淀川区南江口２―６―１―401、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐２丁目11番18号
債務者　横山　　学
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０１７号
大阪市平野区瓜破４丁目１番55号
債務者　奥村　貞子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部